

第2部 基本構想

第1章 むらづくりの基本理念

全国的な「平成の大合併」の嵐が吹き荒れる中、原村は平成15年12月、住民アンケート調査での大多数の総意により、合併の道ではなく自律による村づくりを選択しました。

これから厳しい財政運営が予想される中、原村が自立した村であり続けるためには、多くの経費のかかる施設を建設して住民サービスを向上させていくことは困難なことです。むしろ現在存在している「資源」、それは活用が不十分な施設であったり、すばらしい自然や文化であったり、埋もれている人材であったり、それらの持つ魅力にスポットを当てて、住民のみなさんのいきいきとした活動で資源を結びつけ、連携させながら有効に活用して、夢のある村づくりを進める必要があります。

私たちは、先人から譲り受けた美しく住みやすい我が郷土原村が、さらに魅力あふれる村として引き続き発展していくよう、次のような4つの基本理念のもとで、住民の英知を結集して「原村らしい」村づくりを進めていきます。

1 「環境にやさしい」むらづくり

原村は八ヶ岳や北・南アルプス連峰の雄大な山並みを眺望できるすばらしい景観を有しています。しかしながら、時代の流れとともに農地や森林の面積が減少してきています。豊かで美しい自然に囲まれた村の環境や景観は、人々が暮らしていくうえでかけがえのない身近で貴重な財産です。この財産を守り育てながら有効に活用し、循環型社会^{*}の形成や地球温暖化^{*}防止に向けた村づくりが重要です。

そのため、住民参画のもとでアイデアを結集して、原村が持つ特色をしっかりと認識しながら、その特性を最大限に活用し、原村らしい環境にやさしい村づくりに村民を挙げて結集していきます。

※循環型社会・・・ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会。

※地球温暖化・・・地球全体の年平均の気温が、長期的に上昇する現象。このことにより、気候が変動し乾燥化や砂漠化する地域が拡大する、動植物の生態系^{*}が変化し、種が絶滅する、海面の上昇により水没する地域が出るなど、地球規模の変動が引き起こされる。

※生態系・・・地域に住むあらゆる動植物が関連し、バランスを保ちながら生きている状態。

2 「日本一元気」なむらづくり

平成12年度の国勢調査において、高齢者就業率（65歳以上の老人が働いている率）は長野県が全国トップで、その長野県の第1位が原村なのです。すなわち、原村のお年寄りには日本一元気ということがいえるかもしれません。今後も本村が独自に実施している全国でも有数の福祉・健康の村づくり施策を続けていくとともに、次代の村を担う子どもたちがのびのびと元気に育つよう、子育て支援を充実させ少子化対策などに力点をおいた村づくりを進めます。

そして、若い人たちにとって安心して働くことができ、地域で活躍することに魅力を感じることができる「若者定住策」を実施し、豊かな人間性の創造を図りながら村民一人ひとりがはつらつと活動し、活気と賑わいのある「日本一元気」な村づくりをめざします。

3 「産業連携と交流」によるむらづくり

原村は高原野菜や花卉の一大産地であるうえに、70軒以上のペンション村や各種観光施設を有するとともに豊かな自然環境や美しい景観が注目を集めています。

また、古くから行われている機織などの伝統工芸に加えて、近年は都市から移り住んだクラフトマン[※]や芸術家のみなさんも原村の誇る財産です。

これらの産業や施設、それらを支える人々は元気な村づくりにおける重要な“資源”（構成員）であり、さまざまな可能性をもっています。これらの魅力の発掘・再生を行い、住民のみなさんと行政によるいきいきとした協働の活動で結びつけてこそ、ハード中心の社会からソフト中心の社会への転換が図られ、村の活性化への道が開かれるのです。

このような観点から、今後は、多面的な機能を持つ農業を主軸にしながら、観光や森林、工業、サービス業などさまざまな産業・資源が関連・連携を深めながら観光農園や特産品加工など、住民主体の原村らしい地域産業のネットワーク形成を図り、経済活動が村内で循環して地域力を高めていく新しい「しくみ」づくりを推進する必要があります。

※クラフトマン・・・伝統技術や工芸の技術を持った職人のこと。工芸家。

4 「自律と協働」のむらづくり

村づくりは、住民一人ひとりが主体となって行政と共に行動する協働の活動です。自律の村づくりを決めた原村は「人も地域も輝く緑豊かな原村」の実現に向けて、住民と行政の役割分担を明確にしながら、それぞれのプロジェクトの目標を達成するため、ガラス張りの行政運営を進めるとともに、各種計画やプラン作りの段階から住民が参画し、地域住民のみなさんが自ら考え自ら行動して楽しく村づくりに参加できる体制整備に取り組めます。

第2章 将来の指標

1 人口

【人口の推移】

原村の人口の推移は、終戦後の昭和 23 年にピーク（7,344 人）を迎え、その後、都市への人口流出により昭和 50 年（5,725 人）まで減少を続け、ピーク時より 1,600 人以上が減少することとなりました。

その当時、村の活性化を図るため昭和 48 年頃から中央高原別荘団地やペンション区画の分譲などを行いました。これにより人口減少に歯止めがかかると共に、昭和 51 年から人口は増加に転じ、昭和 56 年の諏訪南インターの開設、将来を見据えた観光施設や地域福祉センター、図書館などの各種公共施設の整備、住民のみなさんが安心して暮らせる福祉施策の充実などの各種施策により人口の増加傾向は継続し、平成 15 年には村始まって以来最高の 7,354 人を記録して、平成 17 年現在も増加しています。

【人口動態】

人口の自然増減の要素だけを見ると平成 4 年頃から死亡が出生を上回り、理論的には人口は減少することとなる訳ですが、転入が転出を大きく上回る社会増によって年平均で 50 人程度増加しています。しかし、今後は少子・高齢化によって自然減が拡大するとともに、中央高原の開発容量が限界に近づいていることから転入の減少が見込まれるため、人口増加対策として小規模住宅団地の造成を計画します。

【将来人口の予測】

このようなことから、5年後の平成 22 年までは 145 人（1.9%）の増加を見込み、人口 7,600 人を予想します。10 年後の平成 27 年については、こういった社会的傾向のさらなる拡大が見込まれるため、増減なしとして平成 22 年と同様の 7,600 人を想定します。

2 土地利用の構想

土地は、現在及び将来にわたる住民のための限られた資源であるとともに、生活及び産業の場を通じた共通の舞台です。

適正な土地利用は、これからの「原村ブランド※」の村づくりの中で骨格となるものであり、計画的な村づくりを進めるために重要な役割を果たすものであります。

公共の福祉を優先させ、緑と光の織りなす豊かな自然環境と美しい景観を守り、かつ人と自然の調和の取れた発展をめざすため、土地利用を3つのゾーンに区分し、村づくりを進めます。

(1) グリーンリゾートゾーン（森林保養地帯）

八ヶ岳中信高原国定公園をはじめとする森林地域で、ペンション、別荘のほか、人々が自然の中で快適に過ごし、自然の恵みを享受できるよう、八ヶ岳自然文化園、もみの湯、八ヶ岳美術館などが配され、来訪者にも原村の魅力を伝えてきています。

今後とも自然と調和した保健休養地として高原と自然のふれあいを楽しむことができるよう、環境保全を心がけながら森林の手入れや村民の森の整備などを行います。

(2) リビングゾーン（農業生活地帯）

農業地域と居住地域が混在し、生産と生活が一体となった土地利用が行われてきていることから、各集落の生活環境の改善を図りながら、農業振興地域農用地の保全に努めます。

新規住宅については、集落周辺への配慮を行うとともに、計画的にある程度まとまった居住空間を整備します。

役場周辺を村の核づくり地区（パブリックゾーン）と位置づけ、住民のみなさんの利便性向上や住民のみなさんの諸活動の中心地としての役割を果たすことができるよう、公共施設の集積や商業・業務機能の充実を促進していく一方、村内外の交流の拠点づくりに努めます。

(3) テクノパークゾーン（産業公園地帯）

中央自動車道に近い村域西部をサービス業や工業などの産業が集積する労働生産地帯として位置づけ、周囲の豊かな自然環境と調和を保ちながら、産業が生きづく、クリーンな環境を備えた産業公園地帯をめざします。

※ブランド・・・消費者やユーザーなどから一定の評価を得ている商標や名称。その商標や名称などにより、安心感や価格、サービスへの信頼感、または高品質感を与えることができること。

第3章 原村の将来像

〈将来像〉

「人も地域も輝く 緑豊かな原村」

村民憲章

緑と光にまつまれた美しい郷土、ここに生きる私たち原村民は先人の努力を受け継ぎ、豊かで活力ある高原都市をめざしてこの憲章をかかげ、力強く前進します。

- (1) 勇敢に進歩にいどむ村民
- (2) 連帯を深め助け合う村民
- (3) 自然を愛し育ていく村民
- (4) 生活文化を創造する村民
- (5) お年寄りを敬愛する村民

第4章 村づくりの目標

- 1 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり
[課題] 人と自然が共生する居住環境を子どもたちに
- 2 人と文化を育む村づくり
[課題] 独自の文化の醸成と想像力豊かな子どもたちの育成
- 3 健康と幸せを誇れる福祉の村づくり
[課題] 人と人が助けあい、子どももお年よりも安心して暮らせる福祉・健康の村
- 4 環境と共生した活力のある村づくり
[課題] 子どもたちが、輝く村として誇れる「原村ブランド」の創出

1 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

[課題] 人と自然が共生する居住環境を子どもたちに

原村では緑と光の織りなす美しくかつ豊かな自然環境があり、そこに住む私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれるばかりでなく諏訪地域でも羨望の的となっています。

そのような自然は、また住民のみなさんの社会的、経済的諸活動が営まれるかけがえのない生活の場でもあり、住みよい村づくりのための舞台でもあります。

したがって、安全で利便性が高く、より美しく快適な生活環境づくりを進めることで、住民生活の質の向上に努めるとともに、自然のもつ多様なエコロジー機能の保全に留意しながら、原村ブランド[※]の源である自然や景観が与える「心のやすらぎ」の価値を再認識し、原村が「原村らしく」特色を持ち続けるため、人と自然との調和を図った村づくりをすすめます。

- (1) すばらしい自然・景観・環境の保全と創出
- (2) 人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会[※]」の創出
- (3) 地球温暖化[※]防止対策
- (4) 水資源の確保保全と上下水道の整備
- (5) 自然と調和した居住環境の整備
- (6) 人にやさしい道路・ネットワークの整備
- (7) 住民の生活を守る消防・防災・地域安全対策

2 人と文化を育む村づくり

〔課題〕 独自の文化の醸成と想像力豊かな子どもたちの育成

人づくりは村づくりの基本であります。学校教育とともに生涯学習の機会を充実させ、住民のみなさんが必要に応じて自主的に学ぶことのできる環境づくりを進め、固有の文化を大切にしながら人を育てる村づくりに取り組みます。

生涯学習の推進体制の中では、相談体制の充実、学習指導者の発掘・育成を図るとともに、海外との交流の機会や場づくりに努め国際性のある地域づくりを推進します。こうした中で、生涯学習の実践として自治活動を支え、コミュニティ活動に発展させながら、自ら考え、自ら実行する人材の育成を図っていくことを目的とします。また住民のみなさんの身近なところで気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の多様な機会と場の整備に努めます。

- (1) 生涯学習の体系化と機会の充実
- (2) 豊かな人間形成をめざした教育の推進
- (3) 芸術文化活動や交流の活性化と地域文化の振興
- (4) スポーツ・レクリエーション交流の推進
- (5) 交流による地域づくりと国際化
- (6) 男女共同参画の社会づくり

3 健康と幸せを誇れる福祉の村づくり

〔課題〕 人と人が助けあい、子どももお年よりも安心して暮らせる福祉・健康の村

明るく健やかな生活、住民一人ひとりが明日への希望が持てる生活を営むことができる環境をつくることは、村づくりの基本的条件です。そのため、保健・医療サービスを充実していくとともに、村ぐるみの保健・健康づくりを推進しながら、社会的援護を必要とする人々に対して、実態に即した対策の充実や心暖かい地域福祉活動を推進していくこととします。

特に、近い将来に予想される少子・高齢化社会の到来はこれまでにない家庭や地域社会にさまざまな変化をもたらし、本村の社会・経済に大きな影響を及ぼすものと考えられます。このため高齢化社会へ向けては、高齢者自身が活動の主体者であるような環境条件を整えるとともに住民のみなさんがボランティアとして福祉の一翼を担う互助精神を持ち、自律的な福祉社会構築へ向けた住民一人ひとりの創意に満ちた主体的な取り組みを促し、開拓・結実させる仕組みをつくり上げていきます。

- (1) 地域で支え合い健やかに生きる
- (2) 高齢化社会への対応ときめ細やかな高齢者福祉の推進
- (3) 障害者の自立と社会参加の促進
- (4) 健やかな子育て環境づくりの推進
- (5) 生活の安定と保険・年金制度の円滑な推進
- (6) 安心して暮らせる村づくり

4 環境と共生した活力ある村づくり

[課題] 子どもたちが、輝く村として誇れる「原村ブランド」の創出

原村の産業は農業を基幹としていますが、村内の工業団地への企業立地もみられる他に、ペンション村や各種観光施設を有し、第3次産業（サービス業関係）に従事する人々の割合が最も多くなるなど、産業の多様化が進展しています。

これらの産業や施設は活力ある村づくりにおける重要な資源であり、産業間の連携によっては、さまざまな可能性を有しています。それぞれの単体が持つ魅力を連携・再生によって相乗的に高め、さらに輝きが増すよう村内資源の有機的な結合を図り、「原村ブランド[※]」として全国に発信することを目的に取り組んでいく必要があります。

また、卓越した農業技術や機織などの伝統工芸に秀でた住民に加えて、近年は都市から移り住んだクラフマン[※]や芸術家などのみなさんも原村の誇る人的財産です。魅力ある人材の発掘を行い、住民自らが楽しみながら参加する体験型観光を育てていくことで、「信州でもっとも首都圏に近い村」としての手軽さと、村の持つ田舎のイメージ、さらにすばらしい自然環境と景観を背景に、住民主体の原村らしい地域産業のネットワークの形成を図り、経済活動が村内で循環し、雇用の場が創設され、地域力を高めていく新しい「しくみ」づくりを推進します。

- (1) 原村の現状に沿った特色あるきめ細かな農林業振興
- (2) 観光を中心にした、各産業間の連携と「原村ブランド」の創出
- (3) 「原村ブランド」を活かした観光の振興
- (4) 工業の振興と企業の誘致
- (5) 商業・サービス業の振興
- (6) 雇用・勤労者対策の推進

第5章 施策の大綱

第1節 人と自然を大切にしたい住みよい村づくり

第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

【現状と問題点、今後の方向性】

雄大な八ヶ岳を背景に広がる、緑豊かな森林と田園が織り成す景観は、住民のみなさんにとってうるおいと愛着、誇りを感じるばかりでなく、村外から訪れる人たち誰もが感嘆する風景であり、そこから生まれる澄んだ空気と清浄な水は住民の貴重な財産であります。

これらの優れた自然の景観や環境は、昔からの長い時間の中で多くの人々の営みによって築き上げられてきた作品とも言うべきものです。

しかし、近年、保健休養地一帯の別荘や住宅の建築は予想を超える地域にまで拡大し、開発による水質汚染や自然環境の悪化が懸念されるとともに、幹線道路の整備などによる村内の通行車両の増加に伴う、ごみの不法投棄や看板の乱立などが景観を損ねる状況となっています。

優れた景観や環境を守り、住んでいて誇りの持てる村、訪れてみたい村にしていくため、長野県景観条例や原村環境保全条例などの法令により規制の強化を図るとともに、環境美化に対する啓発運動を促進し、住民・団体などを中心とした、道路河川の清掃や花の植栽整備などをさらに推進し、住民と行政が一体となってすばらしい自然環境を守る必要があります。

【施策】

- 1 自然環境の保全と共生
- 2 美しい景観の保全と創出
- 3 緑と花いっぱい運動の推進
- 4 村内を美しく、川を汚さない運動の推進
- 5 環境にやさしい公共事業
- 6 公害対策

第2項 人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会」の創出

【現状と問題点、今後の方向性】

地球環境問題への対応が課題となる中で、人々の生活そのものが環境に大きな影響を与えるという認識が高まり、大量消費、大量廃棄の住民生活や社会活動のあり方を見直すことが求められています。

環境への負荷の少ない循環型社会[※]への転換を図るためには、環境学習などを通じて住民のみなさん一人ひとりの環境問題への認識を高め、住民、行政、事業者がそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、ごみの減量や資源のリサイクルなどを推進する必要があります。

このため、生ごみの堆肥化や資源ごみの分別収集の徹底などに対する住民活動の支援を行うなど、増え続けるごみの減量化を進め、資源循環型社会[※]の構築を図ります。

【施策】

- 1 ごみの排出抑制
- 2 ごみ処理体制の広域化
- 3 リサイクルと循環型社会の推進
- 4 環境と農業のかかわり

第3項 地球温暖化防止対策

【現状と問題点、今後の方向性】

科学技術の進歩によりもたらされた、経済活動の拡大を背景とした大量消費社会では、エネルギー需要も大きな伸びを示し、地球規模の環境問題を顕在化させ、人類社会の持続可能性を脅かしています。

化石燃料[※]の燃焼により排出される、二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスが、地球温暖化[※]の原因と考えられます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。

こうした中、わが国においても平成17年2月に京都議定書[※]が発効され、地球温暖化対策推進に関する法律に基づき「京都議定書目標達成計画」の策定を進めています。

原村においては、平成17年度原村地域新エネルギービジョンを策定し、太陽・風力などの自然エネルギーや、廃棄物などのリサイクルエネルギーの有効活用を検討するとともに、資源節約による温室効果ガスの排出抑制をめざした、削減計画の策定を進めるなどにより、地球温暖化対策の推進を図ります。

【施策】

- 1 地域新エネルギー利用の促進
- 2 省エネルギーへの取り組み

※化石燃料・・・石油・石炭などに代表される、燃料エネルギー。動植物などの遺骸が堆積し、地圧や地熱などにより変成してできたと考えられている有機物。

※京都議定書・・・1997年京都で開催された会議にて、地球温暖化を防止するための方策を議決した議定書。二酸化炭素など6種類の温室効果ガス排出を、2012年までに基準年となる1990年より5%削減することを達成目標としている。

第4項 水資源の確保保全と上下水道の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

八ヶ岳の西麓に位置する原村は自然水利に乏しく、農業水利については一之瀬堰、坪の端堰、三ヶ村堰、立場堰などの上げ堰に頼っており、また村内9箇所の溜池で干ばつなどに対応しています。効率的な水利利用を図るため河川、水路、溜池等の施設整備の必要があります。

地下水については、水道用深井戸が6箇所、農業用畑灌深井戸9箇所で運用しており現状では需要水量を満たしていますが、今後の需要の増加を考えた場合に枯渇の恐れが心配されるので、水利用調整による計画的な開発と運用をしていかなければなりません。また地下水の安定的確保をするためにも森林整備などの水源かん養を引き続き行っていく必要があります。

村内の上水道施設については、概ね整備が終了し普及率も99%となっているので、今後は適正な維持管理に努める必要があります。諏訪湖の最上部に位置する本村においては公共水域の水質保全を図るため、下水道施設を有効活用して諏訪湖浄化に努める必要があります。

【施策】

- 1 水資源の確保と調整
- 2 給水施設の整備と施設の有効利用
- 3 水質保全と生活排水浄化施設の整備
- 4 下水道事業の運営管理

第5項 自然と調和した居住環境の整備

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、八ヶ岳連峰の雄姿を間近に望み、その裾野に広がる美しく、豊かな自然環境を備え、近年都会からこの素晴らしい自然を求め、移り住む人も多くなっています。

景観はその地域の持つ重要な個性であり、地域が持っている歴史やそこで生活を営む人々が創り出す文化が総合されて表現されます。

ふるさととして愛着を持って住み続けられるよう、緑豊かな原村らしい景観や環境を守り、創り出していくためには、住民のみなさん、事業者、そして行政が、互いに協力・協調して取り組む必要があります。

そのため、適正な土地利用を促進するとともに、環境保全条例などによる規制や誘導に努め、自然環境を維持・保全し、農村環境との調和・共生が図られた、快適な住環境整備の推進に取り組みます。

【施策】

- 1 住宅用地の確保
- 2 住宅対策の拡充
- 3 各種規制の検討
- 4 集落環境の整備
- 5 自然とマッチした公園・緑地・水辺空間の整備

第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備

【現状と問題点、今後の方向性】

村内の主要な道路は県道であり、集落間を結び他市町への連絡網となっています。村道は、これらを接続する形で配置され、ほ場整備が概ね完了したこともあり、道路網として整備されてきています。

諏訪南インターからの交通の流れは、中央高原方面へはズームラインが、蓼科・白樺湖方面へはエコーラインが整備され、集落内通過は減少するものと思われます。その一方で、企業の中央道沿いへの進出により、茅野市方面からの通勤車両が増加しています。

交通量は、依然増加傾向にあり、歩行者にとって不安が増大しています。歩道の整備は、通学路を中心に鋭意整備が進められていますが、集落内には未整備箇所が残されています。これら未整備箇所への歩道設置、もしくは集落内の通勤車両を減少させるためのバイパスの設置など、人にやさしい道路・ネットワークの整備をさらに進めていく必要があります。

村内を運行するバス路線は、民間バス会社による2路線が運行されていますが、一部村内においてはバス路線が遠く、移動・交通手段の確保が課題となっており、バス路線の増便、バス運行ルートの再編、利用促進、料金の見直し等について関係機関と協議調整等を行い実施してきていますが、採算性の問題等を含めた打開策を見出すことができない状況です。しかし、公共交通は、観光産業等の振興の一端を担っており必要不可欠なものです。一方障害をもつ人々や要援護高齢者等の日常生活の質を高める社会参画を促進していくための移動・交通手段の確保も課題となっています。このため、地域住民の生活利便性を図るうえで欠かすことのできない公共交通の利便性の向上と高齢者や障害をもつ人々等の福祉交通の確保を図る等、快適で利便性が高く、村の財政事情に合った福祉・公共交通の向上に努める必要があります。

【施策】

- 1 道路体系の再編成
- 2 主要地方道・県道の整備促進
- 3 村道の整備促進
- 4 交通安全と道路環境の整備
- 5 交通安全教育の推進
- 6 公共交通機関の整備充実
- 7 高速バス利用対策の推進

第7項 住民の生活を守る消防・防災・地域安全対策

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の消防体制は、諏訪広域消防原消防署と原村消防団の二つの組織で活動しています。

住民のみなさんの生活を守る消防・防災・地域安全対策のうち、火災については、近年、住宅火災による死傷者が増えています。特に、高齢者の割合が高いことから、消防団員と連携を密にし、消防団員による一人暮らし老人家庭訪問や、高齢者住宅の防火診断を実施しています。さらに、消防署においては予防査察に努め、火災の未然防止を促進しています。

非常備消防については、住民の一番近くにいる消防団に期待されていますが、村外への通勤者の増加により、昼間の消防団員が減少しています。このような状況に対応するため、常備消防との連携あるいは、消防団 0B 団員と女性消防団員も含めた消防体制の強化を図り、住民主導の防災組織を育成する必要があります。

救急出場件数を見ると、年々件数が増加傾向にあり、多様な様相を見せています。そのため、住民のみなさんを対象に救急救命士などによる普通救命講習や、従来の初期救命手当に加え AED（自動体外式除細動器）※の取扱講習を実施するなど、初期救命手当の普及に努めています。

東海地震に係る地震防災対策強化地域としては、地震・風水害などさまざまな災害に迅速で的確に対処できる防災力と危機管理能力を備える必要があります。個人や地域において、「いつ、どこでも起こりうる災害」へ備えるために、広報・啓発や防災教育などを通じ、防災意識を高めるとともに、広域消防による災害対応設備と専門資機材の配備及び災害備蓄品対策を充実させる必要があります。

地域安全対策は、住民のみなさんの生命や財産が損なわれることが無いよう、住民のみなさんと協力しながら事業を進めて行く必要があります。とりわけ近年、安全に対する住民のみなさんの意識も多様化しており、アンケート調査による要望の多かった防犯灯設置及び修繕などを実施することにより、住民のみなさんに明るく安心感を与えることが重要であります。

【施策】

- 1 広域消防体制の確立
- 2 常備消防体制及び消防力の強化
- 3 消防団の消防力強化
- 4 地域防災体制の確立
- 5 消防・防災意識の高揚
- 6 救急救助体制の充実
- 7 地域安全体制の確立
- 8 治山事業と河川改修の推進

※AED（自動体外式除細動器）・・・心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動などの、致死性の不整脈の状態を、電気ショックにより正常な状態に戻す器機。自動的に心電図を解析する機能があり、平成16年7月より一般住民による使用が認められた。

第2節 人と文化を育む村づくり

第1項 生涯学習の体系化と機会の充実

【現状と問題点、今後の方向性】

急速に変化しつつある社会において、人々の生涯学習に対する要求はより多様化、高度化しています。このような状況を踏まえ、原村では、住民のみなさんの自主的な学習活動を積極的に支援するため、中央公民館を中心に、家庭教育、社会教育の振興を図り、指導者の養成、施設・設備の充実と利用の促進、社会教育団体の育成に努めています。

今後も各種事業の拡充による学習環境づくりを進めると同時に、住民のみなさんのなかに生きる智恵や技術の伝承を含めた「教えかつ学ぶ」体制としての「生涯学習」を推進していくことが望まれています。

生涯学習推進の中核施設である中央公民館や図書館は、これまでも積極的に施設の整備や各種事業の充実に努めてきました。今後も、住民生活の多様化やニーズの拡大に応じて、幅広い層からの人材の発掘や村づくりを担う人材の育成、活用を図り、地域づくりにつなげていきます。

【施策】

- 1 生涯学習機会の提供と支援
- 2 図書館施設の充実と利用促進
- 3 村づくりを担う人材の育成
- 4 社会教育関係団体の支援・育成・施設の活用
- 5 家庭教育の充実
- 6 地域に育つ子どもたち
- 7 人権教育の推進

第2項 豊かな人間形成をめざした教育の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の学校教育は、豊かな自然環境や、児童・生徒への住民の熱意ある支援などに支えられ、小中学校一校ずつの特性を生かした教育実践の取り組みにより、一人ひとりの個性を伸ばし、幅広い人間形成に富む人づくりを進めてきました。

この原村の恵まれた教育環境を基に、今後は時代に即した学校施設の有効活用と整備を進め、一人ひとりの児童・生徒に応じた教育内容・方法の充実を図り、国際感覚を持った心豊かな創造性に富む人材の育成に努めます。地域に開かれ信頼される学校づくりを行い、小中学校と地域社会との連携をさらに深め、教育の機会を提供しながら、21世紀の原村を託すに足りる、心身ともに健全な児童・生徒の育成を図ります。

【施策】

- 1 学校施設の整備充実
- 2 教育内容・方法の改善充実
- 3 地域社会との連携による教育の充実
- 4 各教育機関の振興と小中学校との連携

第3項 芸術文化活動や交流の活性化と地域文化の振興

【現状と問題点、今後の方向性】

八ヶ岳西麓に展開する原村は、豊かな自然が残り、国史跡に指定された縄文時代前期の阿久遺跡をはじめ、数多くの歴史的・民俗的文化遺産を有しており、これらを保護・保存し後世に伝えとともに、住民共有の財産として村づくりに活用する必要があります。また、風土と伝統に培われ日常生活に根ざした文化を見直し、これからの時代にふさわしい「ふるさと」を創ろうとする住民の活動も育ちつつあります。

今後は、八ヶ岳自然文化園を中心に八ヶ岳美術館、原村郷土館、原村埋蔵文化財収蔵庫など、芸術・文化にかかわる既存諸施設の有効利用を図るとともに、阿久遺跡の整備などを推進し、これらを拠点とした文化ネットワークの形成を図っていきます。

さらに、各種文化施設の活用を積極的に推進し、住民の企画運営事業や自主的で多様な交流や発表などの文化的諸活動を支援しつつ、地域に根ざした個性的な住民文化の醸成に努めます。

【施策】

- 1 芸術・文化活動の充実
- 2 遺跡の保存・整備と活用
- 3 文化財の保存と活用

第4項 スポーツ・レクリエーション交流の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

総合計画アンケート調査では、住民のみなさん自らが進んで参加してみたい生涯学習分野として、「スポーツ・レクリエーションに関すること」が最も多く、住民のみなさんのスポーツ・レクリエーションに対する関心が高まっていることが伺えます。

スポーツ施設では、社会体育館をはじめ弓振農村広場など屋内や屋外施設を整備してきました。延利用者数は、平成11年に38,700人であったものが、平成16年度には49,200人にまで増加しています。

また、子どもの遊び場、住民の憩いの場として公園や広場などが、各地区に整備されてきました。

スポーツの種類も従来からあるスポーツから、ソフトバレーボール、バウンドテニス、マレットゴルフなどニュースポーツ※にも人気が集まり、多様さを増しています。これまでは、体育指導委員会や村体育協会を中心に企画・運営を進め、各種スポーツ大会や少年スポーツ教室、その他教室・講座の開催、団体の育成などに努め、スポーツの振興を図ってきました。

今後はスポーツ人口の増大と多様化に応じ、スポーツ施設の整備充実、住民のみなさんのニーズに応えられる指導者の育成と体制の確立を図り、住民のみなさんだれもが身近で自分にあったスポーツを気軽に楽しむことができる、生涯スポーツとして推進します。

【施策】

- 1 体育・スポーツ施設の充実
- 2 公園や広場の有効活用
- 3 地域スポーツ指導者の育成と指導体制の確立

- 4 生涯スポーツの普及
- 5 社会体育団体・グループ等の育成

※ニュースポーツ・・・今までのスポーツ競技の道具やルールを簡単にし、初心者でも気軽にできるようにしたスポーツの総称。ソフトバレーボール、ターゲットバードゴルフなどがある。

第5項 交流による地域づくりと国際化

【現状と問題点、今後の方向性】

住民が直接国内外の住民の生活文化を見聞し体験すること、また、そのまちづくりにふれる機会を得ることは、住民個々の向上につながり、原村の人づくり・村づくりに大きな効果が期待されます。

原村は昭和49年より30年におよび、静岡県戸田村と姉妹村として、教育・物産などの交流を重ねてきました。戸田村は沼津市との合併により姉妹村締結は終了しましたが、両村民の心の絆は太く結ばれており、今後も戸田地区との交流を継続しながら、沼津市との交流も積極的に行っていく必要があります。

一方、国際性に富んだ人づくりを進めるため、平成9年度より始まった中学生のニュージーランド、プケコヘインターメディエートスクール[※]とのホームステイ事業の教育交流を基礎に、平成14年7月にはフランクリン市プケコヘ区と相互友好都市を締結することができました。今後は教育交流に留まらず、文化・産業など、住民・行政のさまざまな分野での、活発な国際交流を積極的に推進します。

【施策】

- 1 地域間交流の推進
- 2 国際交流の推進

※プケコヘインターメディエートスクール・・・プケコヘ地区にある2学年制の中学校。

第6項 男女共同参画の社会づくり

【現状と問題点、今後の方向性】

価値観の多様化したこの時代原村が活力ある心豊かな社会を築いていくためには、一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分発揮しながら、さまざまな分野に参画していくことのできる社会が実現されなければなりません。

従来のように「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識では家庭内部をいたずらに分断するだけでなく、女性の社会への参画をさまたげる要因になっています。成熟した村づくりを進めるためには、男女が対等のパートナーとして、ともに責任を分かち合いながら、家庭内を含めて、あらゆる分野に参画することができる「男女共同参画社会」の実現が重要な課題となっています。

そのためには、すべての住民のみなさんが男女共同参画社会に対する理解と認識を深めるよう、総合的な取り組みを推進する必要があります。

【施策】

- 1 男女共同参画推進体制の整備

第3節 健康としあわせを誇れる福祉の村づくり

第1項 地域で支え合い健やかに生きる

【現状と問題点、今後の方向性】

健康はしあわせづくりの第一歩です。これまでは平均寿命の長さが健康の指標として考えられていましたが、現在は「自立して生活できる期間の長さ」が問われる時代です。

原村の65歳以上人口に占める就業率は54.1%（平成12年国勢調査）と高く、全国的にも高齢者が元気で暮らせる村として注目されています。現在行っている保健予防活動では、各種健康教室や相談事業を開催し、知識の普及を図っています。ヘルススクリーニングや村民健診・各種がん検診の無料化と人間ドックの補助制度は、病気の早期発見をめざしています。原村医療費特別給付金制度などの実施は、早期治療につながっていると考えられます。また村内外には複数の医療機関があり、いずれも短時間で通うことができ、医療的に恵まれた環境にあるといえます。

今後は住民のみなさんが生涯現役でいきいきと生活するため、保健・医療・福祉の連携を密に行い、住民のみなさんが利用しやすいサービスをつくる必要があります。住民のみなさん一人ひとりが「健康は自らつくるもの」という視点に立ち、生活習慣を見つめ直し改善できるよう、家庭、職場、学校、地域が一体となって個人の主体性ある健康づくりを支援していきます。

【施策】

- 1 住民主体の積極的な健診受診と、結果を活かした健康づくりの推進
- 2 自らの問題に「気づく」ことのできる栄養・食生活改善
- 3 個人の健康状態に応じた運動の推進
- 4 こころの健康維持と休養の推進
- 5 地域ぐるみで喫煙防止とアルコールについての知識の普及
- 6 歯の健康の推進
- 7 地域医療の充実

第2項 高齢化社会への対応ときめ細やかな高齢者福祉の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村においては、平成17年4月現在の高齢化率は、24.12%を占め、10年後には29.3%と予測されています。このような社会に対応するため、本村では、安心できる豊かな福祉社会づくりを基本に、高齢者の総合的な保健・医療・福祉施策を推進してきました。

介護保険の導入により、在宅、施設サービスへの需要は飛躍的に伸びています。地域福祉計画のアンケートによると、7割以上の高齢者が在宅介護を望んでいます。また、高齢者の9割近くは、介護保険を利用せず生活しています。

今後は元気な方から介護が必要な方まで、それぞれに応じた自らの選択・自己決定で福祉サービスが利用できるよう、十分な支援が必要となります。

さらに、介護サービスの充実はもちろんのこと、介護予防や健康づくり・生きがいづくりなど、さまざまな老人保健福祉分野における施策にも重点をおかなければなりません。元気な高齢者はいつまでも元気で、そして介護が必要になっても重度化を予防していく事が重要です。今後益々増加すると予測される高齢者世帯や一人暮らし高齢者が、安心して住み続けられる施策を展開して必要があります。

高齢者を取り巻く状況が複雑で深刻化するなか、支援体制が行き届かない状況に対しては、隣同士や近所の係わり合いなど地域での助け合いが、今後非常に重要になっていることから、高齢者の相談窓口をさらに充実させ、ボランティアの協力のもと、高齢者が積極的に社会参加できるシステムをつくっていきます。

【施策】

- 1 住み慣れた地域で生活していくための在宅介護の支援
- 2 健康でいきいきした生活を送るための保健予防・啓発の推進
- 3 自らの選択・自己決定で福祉サービスを利用する
- 4 高齢者の社会参加の支援

第3項 障がい者の自立と社会参加の促進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村における障がい者手帳の所持者は増加傾向にあり、重度化も徐々に進行しています。こうした中で、障がい者が抱える問題に対し、地域福祉センターで保健師や栄養士などが相談に応じるほか、来所できない場合には訪問もしています。さらに、障がい者相談員や民生児童委員が相談に応じるなど、きめ細やかな相談体制をとっています。

乳幼児健康診査や各種検診などを通じ、障がいの発生予防と早期発見に努め、必要に応じ関係機関と連携を図りながら、成長段階や障がいの種類・程度に応じ、療育※・保育・教育を行っています。

障がい者が、地域で安心して日常生活を送れるよう、ホームヘルプサービス※やデイサービス※をはじめ、補装具※・日常生活用具の給付とともに、障がい者や介護者の経済的支援として、原村医療費特別給付金制度や重度心身障がい者福祉年金（介護慰労金）の支給などを行っています。また、平成17年4月からは、老人憩の家の中に共同作業所を開所し、生まれ育った地域で健常者と一緒に仕事をし、交流を深める中で、地域の一員として普通の生活を送れるよう支援しています。

平成18年4月には、障がい児・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が同じ制度のもとで、在宅サービスや施設サービスを受けられるようになり、さらにケアマネジメント※機能も制度化されます。障がい者が必要なサービスを円滑に利用できるよう、相談・支援体制を整備し、あわせて多様なニーズに対応できるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図り、可能な限り障がい者の経済的負担を軽減して自立を促します。

住民のみなさん相互の理解を深め、偏見をなくし、障がい者自らが積極的に社会参加できるよう、きめ細やかな情報の提供や啓発活動を行い、障がい者が地域で安全かつ快適に暮らせるよう、住宅や公共施設のバリアフリー化※や安全対策を推進します。

【施策】

- 1 福祉の充実と社会参加の促進
- 2 日常生活の支援
- 3 参画できる地域社会の実現

※療育・・・心身障がい児に、今できることの機能を最大限に引き伸ばしたり、新たにできることを見つけて出すことで、心身の発達を促すこと。

※ホームヘルプサービス・・・日常生活に必要な掃除、洗濯、買い物、調理などの家事から、清拭、オムツ交換、食事介助などの身体介護にいたる、障がい者が在宅生活で必要となる援助。

※デイサービス・・・要介護状態または要介護支援状態にある高齢者、障がい者に対し、入浴、食事及び介護などのサービスを、施設に行き日帰りで提供すること。

※補装具・・・盲人安全つえ、車いす、歩行器など、身体の障がいを補うための用具や機器。

※ケアマネジメント・・・障がい者に対して、適切なサービスが受けられるよう計画を作成し、それに基づき必要なサービスの提供を確保し、在宅生活の支援を行うこと。

※バリアフリー化・・・高齢者や障がい者に配慮し、段差や仕切りをなくすなど、施設の安全性、利便性を高めること。

第4項 健やかな子育て環境づくりの推進

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の人口は、増加傾向で推移しているものの、年少人口は平成7年を契機に、減少傾向が続いています。このため、安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもの健やかな成長を支えるため、母子保健サービスを通じ、子どもの発達の確認や疾病の早期発見を行うとともに、親と子の心とからだの健康づくりを推進します。

さらに、男性も女性も、働きながら子育てをすることができる環境づくりを進めるため、保育所では、延長保育や一時保育などを、幼稚園では子育て支援事業を実施しています。今後も、保護者の保育ニーズに対して柔軟に対応できるよう、保育サービスの拡充に努めます。

ひとり親家庭を含む子育て家庭へも、経済的支援として児童の医療費の無料化や村単児童手当、保育所・幼稚園の通園補助などを行っています。今後も、可能な限り子育て家庭に対する経済的支援を行います。

また、子育てを行う親同士や隣近所の交流が少なくなってきたことから、育児不安などの相談、育児講座、子育てサークルの支援、子育て中の親子交流などを、総合的に行う「子育て支援センター」を設置します。

地域住民による子育て支援を促進するために、会員組織による育児の相互援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）や、主に0～3歳の子どもを育てる親が子どもを連れて集い、交流を深められる「つどいの広場」を設置するとともに、より多くの場面で地域の人と交流する機会を設け、地域全体で子育てを応援する環境づくりをめざします。

【施策】

- 1 親子の健康増進と福祉の充実
- 2 子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進
- 3 地域における子育て支援

第5項 生活の安定と保険・年金制度の円滑な推進

【現状と問題点、今後の方向性】

国民健康保険は、住民の健康保持・増進と地域医療の確保に大きな役割を果たしています。しかし、急激な少子・高齢化、疾病構造の変化、医療の高度化などにより、医療費は大きく増えてきており、国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。

こうした中、国においても医療保険・老人保健制度の安定的運営を図るため、一部負担金・自己負担限度額・老人医療費拠出金算定方法などを見直し、国民健康保険の財政基盤強化などを進めているものの、依然として抜本的改革が求められている状況です。このため、国の動向を的確に把握するとともに、被保険者負担の公平性確保のため、収納率向上に努め、増大する医療費の適正化を図りながら、被保険者はもとより住民の健康管理と国民健康保険財政の安定化と健全な運営を図っていく必要があります。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」を基本としており、国民年金にはすべての人が加入し、老後の生活や病気・けがなどによる障害になった時、公的年金を受給し経済的に支えていくことを目的としています。しかし、保険料の未納など制度についての理解が不足している面が見受けられます。特に若年層の国民年金への理解を深めるとともに、保険料の納入促進を図っていく必要があります。

【施策】

- 1 医療保険制度の健全運営
- 2 年金制度の推進

第6項 安心して暮らせる村づくり

【現状と問題点、今後の方向性】

我々を取り巻く社会環境は、規制緩和[※]や IT 化[※]・国際化などでトラブルも多様化・複雑化をしています。このような社会環境の変化に伴い、消費者が自らの責任において、正しい知識と判断によって消費生活ができることが大切です。また、住民相談も生活形態の都市化に伴い年々相談内容が専門的・複雑化しています。このため、住民のみなさんが安心して暮らせるように関係機関と連携し、迅速な情報提供、的確な助言や指導ができる体制づくりが必要です。

【施策】

- 1 消費生活の安全と向上
- 2 住民相談の充実

※規制緩和・・・法律などにより規制が行われているため経済活動が抑制される、もしくは手続きが煩雑になっている事柄を、法律の改正などにより緩和し、民間活動の活発化を図ること。
※IT 化・・・Information Technology の略。インターネットに代表される情報技術の発展を活用すること。

第4節 環境と共生した活力のある村づくり

第1項 原村の現状に沿った特色あるきめ細やかな農林業振興

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、夏場の冷涼な気候を活かし、セルリー、ほうれんそう、キャベツ、パセリなどをはじめとする野菜を中心とした多品目複合産地（野菜 57%、水稻 12%、花卉 23%、畜産 4%、茸 3%、その他 1%、一平成 16 年度生産額）として発展してきました。近年花卉及び鉢花の生産は伸びていますが、畜産・茸は減少しています。

また、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増加等さまざまな課題が生じてきており、今後は担い手を中心に高収益作目を導入すると同時に、高原野菜を中心とした農業の維持強化を図り、消費者ニーズと流通経路の多様化にも対応し、農業の生産性の向上と高付加価値化を進め、地域の特色を生かした多様な農業の振興を図るものとします。また、このような農業生産の基礎となる優良農地を確保することと遊休農地の解消を目的に「農地流動化補助金制度」の活用を図り、規模拡大と農地の面的集積を進めることを基本として農業振興地域整備計画に即し、認定農業者[※]と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産の展開を可能にする仕組み（地域営農システム）の構築による地域農業構造の再編成を進めるとともに、生産と生活の調和のとれた活力ある美しい農村づくりをめざします。

さらに、農家の大半を占める兼業農家及び生きがい高齢農家等規模拡大の困難な農家に対しては水稻作業受委託組織を中心に支援方策を確立し、併せて受託を主とした個別経営体の育成を図るものとします。今後は、農村生活環境の整備、都市生活者の農業体験などの活動を通じて、都市との交流を深め、魅力ある農村社会の建設を進めるものとします。

また本村は、天竜川・富士川水系の最上部に位置し、諏訪湖など周辺の水環境に及ぼす影響力の大きいことや、近年消費者の食の安全に対する意識が急速に高まっていることなどを受け、水質汚染の原因となる化学肥料の使用量の削減や、農薬の使用量を抑えた安心・安全な農作物の栽培など「環境と人にやさしい農業」を推進します。

森林は、村・森林組合・森林所有者と連携を図り、さらにボランティア活動、CSR（企業の社会責任・貢献）活動[※]を取り入れながら、計画的かつ長期的な視点に立ち間伐、植栽、保育を実施します。針葉樹林に偏った森林構成を見直し、植栽広葉樹や在来植生の広葉樹を育成していき多様化、公益性の高い針広混交林へ誘導していきます。また発生した間伐材の有効利用、森林路網の整備も調査検討していきます。

【施策】

- 1 農業生産基盤の整備と農業近代化施設の充実と利用促進
- 2 農用地の保全と高度利用
- 3 主要農畜産物の振興
- 4 農産物の付加価値化
- 5 農業労働力の確保と農業後継者の育成・援助
- 6 農業生産組織の育成
- 7 地域林業の振興と森林の育成・有効活用

※認定農業者・・・農業経営のプロをめざす農業者自らが、経営の一層のステップアップを図るため、農業経営の目標となる農業経営改善計画を立て、市町村が基本構想により地域における担い手として認定した農業者。

※CSR（企業の社会責任・貢献）活動・・・Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任のこと。企業は収益を上げ、税金を納めるだけでなく、誠実な顧客対応や環境への配慮など社会との関わりの中での責任を果たすべきという考え方。

第2項 観光を中心にした、各産業間の連携と「原村ブランド」の創出

【現状と問題点、今後の方向性】

原村は、大自然の中にあり、農業が盛んな地域であります。また、多くのクラフトマン※など、匠の技を持った人々が住んでいる所でもあります。近年、農山村において、自然環境とのふれあいや体験を重視した、新しい観光の形態が望まれています。また、従来の観光地を主体とした、滞在型、周遊型の観光もあり、観光客のニーズも多様化しています。

今後は、観光による産業の振興と地域の活性化のため、地域住民の協力を得て体験型観光などの受け入れ体制、地域資源の活用方法、他産業との連携による多様な観光施策を推進していく必要があります。また、新たな観光資源として、農産物の加工、工芸品加工により、他産業から産出される地域資源に付加価値を加えた新商品の開発を進めるとともに、自然を中心とした星・音楽に絡めた「原村ブランド※」の確立に向けた取り組みにより、観光業の活性化を図る必要があります。

【施策】

- 1 住民参画による体験型観光の育成
- 2 農業との連携による活性化
- 3 森林を活用した観光振興
- 4 各種地域資源を活用した活性化
- 5 観光推進体制の充実
- 6 観光バス利用対策の推進

第3項 「原村ブランド」を活かした観光の振興

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の観光は、大自然の中にあるペンションや、自然文化園などの観光施設を中心に、発展してきました。しかし、近年観光客数、観光消費額※の減少などが続いています。

今後は、観光資源の再生、新たな開発などが求められています。また、ニーズの変化に対応した、観光施策を展開する必要があります。イベントなどの開催、メディア※などへの情報提供、村のホームページ※を活用しての情報発信に努め、情報活用による観光振興も展開する必要があります。

【施策】

- 1 観光拠点の再生とネットワークの整備
- 2 星・音楽をテーマとした観光ブランド※

※観光消費額・・・観光客が支払った宿泊費、食費、お土産代などの合計金額。

※メディア・・・新聞、テレビ、ラジオ、雑誌など、情報を伝えるための媒体、もしくはそれを事業として展開している企業、組織。

※ホームページ・・・インターネット上に開設された情報を発信する場。文字だけでなく画像や映像なども表示することができる。あらゆるコンピュータで表示することができるよう統一された方法で作成されている。

第4項 工業の振興と企業の誘致

【現状と問題点、今後の方向性】

日本経済の落ち込みは原村の中小企業にも影響を及ぼし、厳しい経営状況が続いています。また、下請け体制が多く経済状況の変化に伴うリスク※を受けてしまう企業が多い状況にあります。このような状況から、経営基盤の安定と体質強化、地域の連携などを推進していく必要があります。

企業誘致は、地域産業との融合や振興措置に配慮するとともに、土地利用計画などとの調整が必要であります。このため、社会経済の変化に対応でき、自然環境と立地条件を生かした企業の誘致を進める必要があります。

【施策】

- 1 既存企業の支援と育成
- 2 優良企業の立地促進

※リスク・・・危険、損害。

第5項 商業・サービス業の振興

【現状と問題点、今後の方向性】

原村の商業は、地域住民などを対象にサービスを提供する、地域対応型の商業構造を持っています。住民の買い物動向を見ると、車社会によるワンストップショッピング[※]が主流となっており、近隣市町の大型店へとその消費が流れています。本村からの購買流出[※]が進み、商業力の低下となっています。また、商業の核となる中心商業地がなく、村全体に各店舗が点在している状態にあり、活性化の大きな問題でもあります。

このような状況から、商工会と連携して地域商業者の経営意識の改革、組織力の強化、他産業との連携、地域特産品などの開発による地域の個性と魅力ある商業の振興を図る必要があります。

【施策】

- 1 商業経営の近代化・活性化の促進
- 2 他産業との連携による商業の振興

※ワンストップショッピング・・・1回の停車で必要とされるすべての買い物を済ませることができること。

※購買流出・・・地域外で買い物することにより、その地域内での消費が減少すること。

第6項 雇用・勤労者対策の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

社会経済が不透明な中で、雇用環境は事務所などのスリム化、ソフト化が進み、流動的な状況となっています。

このような状況の中で、事業所への就業を促進するため、諏訪公共職業安定所や労務対策協議会などと連携し、雇用対策を行う必要があります。雇用の状況をみると、高度な技術力を持った若年労働力を中心とした人材確保と育成が求められており、労働者の技術の習得を図る機会が必要となります。このため、諏訪高等職業訓練校や本年設置された諏訪圏ものづくり推進機構との連携により、人材育成、能力開発の支援、充実を図っていく必要があります。

【施策】

- 1 雇用対策の充実

第5節 計画推進の方策

第1項 公民協働の村づくりの推進

【現状と問題点、今後の方向性】

地域社会の直面するさまざまな課題を解決し、魅力ある村づくりを進めていくためには、住民のみならず一人ひとりが主体的に参加し、住民と行政がともに知恵を出し合い、力を結び合わせることによる「公民協働※の村づくり」が必要となっています。

原村では、平成15年度から地域の住民のみなさんの方々が自ら考え、自ら行動して地域づくりや環境美化に取り組む「おらほうの村づくり事業」や、道路・水路の維持・補修などを行う「建設資材等支給事業」を実施しています。また、住民のみなさん約100名から組織する「原村むらづくり生涯学習推進委員会」などにより、住民参加による村づくりを進めてきました。

これらの事業をさらに推進するとともに、コミュニティ意識やボランティア精神の高揚に努め、それぞれの活動の活性化及び定着化を図るための支援に努めます。

【施策】

- 1 住民参画による村づくり
- 2 生涯学習を基本とした村づくり
- 3 コミュニティ活動の自主的取り組み
- 4 地域通貨※に関する検討

※公民協働・・・行政と住民が協力してむらづくりを進めていくこと。住民にできることは住民同士で取り組み、住民だけではできないことを行政が協力し、その解決を図ること。

※地域通貨・・・互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させる仕組み。

第2項 広報・広聴活動の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

村政を身近に感じ、村政への住民参加による村づくりを進めるに当たっては、行政情報を分かりやすく、迅速かつ正確に住民に周知するとともに、住民の要望や意見を幅広く聴取するための広報、広聴活動の充実を図ることにより、開かれた村政を推進ことが求められています。

こうしたことを踏まえ、広報誌の充実などによる広報活動の推進に努めるとともに、直接住民のみなさんから村政に対する提言や意見を聴くための住民懇談会など効果的な広聴活動を積極的に実施します。

【施策】

- 1 広報活動の充実
- 2 広聴活動の拡充

第3項 情報ネットワーク活用によるサービス向上と情報発信による村の活性化

【現状と問題点、今後の方向性】

近年の情報通信技術の革新的な進歩により、時代は高度情報通信ネットワーク社会[※]へと移行しています。

社会・経済活動のあらゆる分野で情報ネットワークが活用され、住民生活に即した分野においても情報化は確実に浸透しつつあり、家庭にしながら多種多様な情報に即時に接することができ、自らも情報発信者になることが可能となっています。

国においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき、電子政府[※]の早期実現に向け、各省庁において行政手続の電子化が進められています。

こうした中、原村においても、住民の利便性の向上や行政事務の効率化に向け、総合行政ネットワーク（LGWAN）[※]の導入や、地域イントラネット[※]などの整備により、情報基盤の整備に努めてきました。

これらの情報通信技術を活用し、従来の広報・広聴機能にも増して、住民と行政が協働による村づくりを推進することにより、村の活性化につながることを期待されます。

【施策】

- 1 有線放送事業の充実
- 2 ホームページを活用した住民サービスの向上
- 3 インターネットを活用した活性化
- 4 住民の情報能力の向上

※高度情報通信ネットワーク社会・・・インターネットなどによる高度に発達した情報通信ネットワークを活用し、自由にかつ安全に多様な情報を世界的規模で入手し、発信できる社会。

※電子政府・・・インターネットを活用し、公共工事の業務発注や住民票登録などの各種手続き、行政文書の管理などを進めること。インターネット上に、電子的な政府の窓口を開設し、利便性を高めること。

※総合行政ネットワーク（LGWAN）・・・すべての地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。Local Government Wide Area Network を略してLGWAN（エルジーワン）とも言われている。

※地域イントラネット・・・一定の地域で、インターネット技術を活用し、外部に開かれていない、独自の専用ネットワークを構築すること。

第4項 情報の公開と個人情報の保護

【現状と問題点、今後の方向性】

行政主導の行政から住民参加による、住民のみなさんと行政の協働体制を進め、住民のみなさんが村政を身近に感じ、村政に対し積極的に参加できるよう促し、公正で開かれた村政を推進するためには、住民のみなさんに分かりやすい情報の提供とその共有が求められています。

このため、原村公文書公開条例を基本とし、行政の透明性と公平性を高めるため個人情報の保護に努めながら行政情報の公開と情報提供を進め、住民のみなさんから信頼を得られる行政をめざします。

【施策】

- 1 情報の公開
- 2 個人情報の保護

第5項 広域行政の推進

【現状と問題点、今後の方向性】

交通体系の整備拡充や情報手段の進歩などにより、人々の日常生活圏や経済圏は、これまでの市町村の枠を越え急速に拡大しています。このような状況の中で、行政需要[※]の複雑・多様化に的確かつ効率的に対応するためには、隣接する自治体同士が、限られた人的・物的資源を効果的に活用し、有機的なつながりを持ちながら広域行政施策を進める必要があります。

原村は、地理的・歴史的・行政的にもつながりの深い近隣5市町とともに、諏訪広域連合を構成し、常備消防をはじめ介護保険や救護施設などの運営を行うとともに、ごみ処理などについては南諏衛生施設組合や諏訪南行政事務組合などの一部事務組合により、広域的な取り組みを進めてきました。

少子・高齢化が進み、国と地方の役割を見直す中で、地方自治体の自己決定・自己責任が求められていることから、地方分権の時代に対応できる、安定した効率的な行政システムを推進するため、諏訪広域連合を構成する市町との密接な連携を図り、住民サービスの利便性向上を念頭に、広域施策の研究・検討を進めながら、広域行政を積極的に推進していきます。

【施策】

- 1 広域行政による統一のとれた活性化
- 2 広域行政による効率的な行政運営

※行政需要・・・行政に対する要望、ニーズ。住民が行政に期待しているサービス。

第6項 行政運営の改革と効率化

【現状と問題点、今後の方向性】

高齢化社会の到来・国際化・情報化・環境問題の深刻化・地方分権の進展など、社会経済情勢は大きく変化し、自治体に課せられた役割はますます重要となっています。

こうした中、原村においては、市町村合併をせず「住民と行政の協働による自律の村づくり」をめざし、平成17年1月に「第3次原村行政改革大綱」「原村行財政改革プログラム」を策定しました。

これらを基礎として、新たな行政課題に対応し、住民サービスの向上・効率化と村の活性化を図るため、職員の能力開発、資質の向上をめざし、新たな時代に対応した施策を企画・立案・実施できる人材の育成を進め、少数精鋭を基調とした組織機構の改革や、事務事業の見直しによる行政事務の簡素化・効率化に努めます。

【施策】

- 1 組織機構の改革
- 2 人事管理と職員能力の向上
- 3 事務内容の合理化

第7項 適正な財政運営の確保

【現状と問題点、今後の方向性】

わが国の経済情勢は、個人消費や企業の設備投資などの増加に支えられ、景気は緩やかな回復の兆しをみせていますが、数次にわたる景気対策による国債や地方債の増発、減税措置などによる財源不足に伴う借入などにより、国・地方を合わせた長期債務残高は平成17年度で774兆円に達すると見込まれ、極めて深刻な状況となっています。

このような財政危機を乗り越えるため、財政構造改革が進められており、とりわけ国庫補助負担金・地方交付税・税源委譲を一体的に見直す三位一体[※]の改革は、地方財政に大きく影響しています。

原村の財政状況は、住民税収入の落ち込みや固定資産税の伸び悩みにより、ここ数年村税が減少傾向にあり、地方交付税の大幅な減少と相まって、財源の一部を村の財産として積み立ててきた基金[※]に頼らざるを得ない状況となっています。

歳出では、厳しい財政事情に対応するため、大規模な施設建設などの投資的経費[※]はもとより、経常的な経費についても極力抑制してきたことにより、総額としては減少してきました。しかし一方では、財政の硬直化が進んできています。

地方分権が進展するなか、長期的に健全な財政運営を堅持していくためには、行政改革大綱及び行財政改革プログラムを重点課題と位置づけ、住民のみなさんの理解のもとに村税などの自主財源[※]の確保を図るとともに、効率的かつ計画的な財政運営に努めていく必要があります。

【施策】

- 1 税源の確保と公平な課税
- 2 時代に適応した効率的な財政運営の推進
- 3 財政の基盤強化と効率的な財政運営の推進

※基金・・・一定の目的のために積み立ててきたお金。一般財源とは異なり、年度を越えて積み立てておくことができるもの。一般家庭の預貯金のようなもの。

※投資的経費・・・施設や道路などの建設といった、将来に向けた投資的な事柄に充てた経費。人件費や公債費などの義務的な経費と物件費、維持費などの費用は、経常的経費と言われている。

※自主財源・・・自らの権限で収入とすることができる財源。村税、使用料及び手数料等をいう。交付税など国を経由する財源は、依存財源と言われている。

